



難民支援協会
2011年度 年次報告書
2011.7～2012.6



Japan Association for Refugees

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、平素より難民支援協会をご支援くださり、厚く御礼申し上げます。

2011年度は、難民問題への注目が再び高まっていることを感じる一年となりました。自身も厳しい状況にある難民たちが被災地でのボランティア活動を続けたことは、多くの人々に新たな見方を与えてくれました。迫害の経験と重ね合わせ、被災者へ強く共感する難民たちの存在は、難民がしばしば、「支援される」立場で、「重荷」と見られがちの中で、日本社会の一員としての市民という認識が少しずつでも広がることにつながったのではないのでしょうか。また、難民の子どもをテーマとしたシンポジウムなど、様々な企画に多くの方々の参加をいただくことができたのも、関心が広がっていることの証左と考えています。

第三国定住難民の受け入れについても、変革が始まっています。2011年末から2012年初にかけて政府とNGOとの間での意見交換会が実施されました。その後、NGOからの提言が一部取り入れられる形で、内閣官房に第三国定住に関する有識者会議が設置され、弊会常任理事の石井が有識者として参画することになりました。同会議を始め、さまざまな形で

政策への関与を続けることで、難民が各地域で受け入れられるような変革を生み出すことを今後も目指します。

一方で、条約難民は、2011年に過去最多の申請者数が記録され、その後も高い水準で推移しています。難民認定制度の課題は今も残り、長い審査期間を待つ難民への公的な支援も限られています。その結果、事務所への来訪人数は非常に多く、常に相談待ちをしている状況が見られました。スタッフの増員、弁護士やボランティアの組織化、さらに就労やコミュニティのエンパワメントを目的とした定住支援部の設置など、少しずつ体制を充実させていますが、まだまだ厳しい状況は続いています。

私たちは今後も引き続き一丸となって、難民一人ひとりにとってのよりよい解決を提供でき、また将来の日本社会の新たな姿を提案できる支援団体として活動して参りたいと考えております。どうか今後とも、皆さまからのご支援、ご協力を、よろしくお願い致します。

特定非営利活動法人 難民支援協会
代表理事 中村義幸

*「難民」とは、難民条約により定められており、宗教、国籍、人種、政治的意見、または特定の社会的集団の構成員（たとえば兵役拒否者など）であることを理由に、迫害を受けるおそれを有し、母国へ帰国できない人々を指します。

目次

ごあいさつ／目次／メッセージ	1	政策提言	9
2011年度の難民の動向／JARの活動	2	広報活動	10
2011年度JAR活動ハイライト	3	メディア掲載	11
法的支援	5	企業・団体からの主なご協力	12
生活支援	6	組織概要・役員一覧	13
定住支援	7	会計報告	14
震災復興支援	8		

メッセージ

2011年は「難民の地位に関する条約」採択から60周年目であったのみならず、日本にとっても重要な意味をもつ年でした。難民条約加入30周年目という節目の年を迎えた日本は、国会において難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取り組みに関する決議を衆参両院において全会一致で採択しました。この国会決議の中で、日本は、国際組織や難民を支援する市民団体との連携を強化しつつ、国内における包括的な庇護制度の確立と第三国定住プログラムの更なる充実に向けて邁進するという固い意思を表明しました。この内容を具現化する例として、今年2月に政府、市民社会、日弁連の間で庇護問題に関する取り組みにおいて協働してゆくことが合意され、その枠組みを通じて収容の代替措置に関するパイロット事業の実施が開始されたことは、まさに画期的なことであったといえます。

インドシナ難民に対する支援が行われていた30年前と比べると、難民を取り巻く環境は刻々と変化しています。日本における庇護申請者の数は年々増える傾向にあり、同時に、難民認定を

受ける方、人道的配慮によって在留を特別に認められる方など、日本によって保護される方の数も増えています。

しかし、コミュニティの一員として生活を始めた難民の多くは、定住の過程でさまざまな問題に直面しています。その中で、難民支援協会がすでに始められているように、地域社会に出向き難民の声に耳を傾け、彼らのコミュニティをいかに支えていくことができるのかを考える必要が出てきています。そのような取り組みを通して、難民が持っている可能性を開花させ、彼らが我々の真に対等なパートナーとして、日本社会に貢献することが出来るような取り組みを拡充してゆくことが、包括的な庇護制度を確立してゆく上で重要な鍵となるのではないのでしょうか。



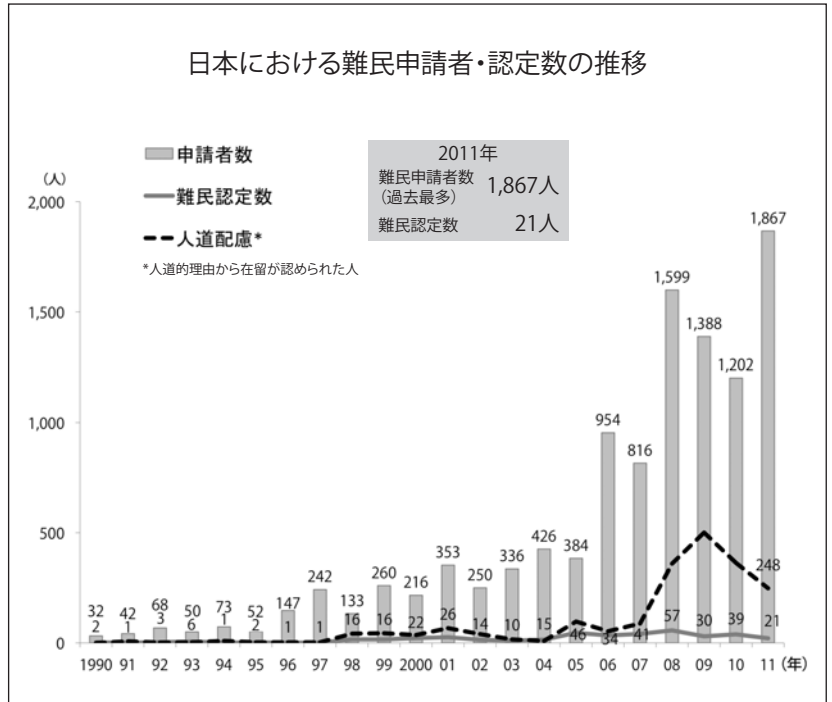
国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所
副代表 (法務担当) 小尾尚子



2011年度の難民の動向

震災後、難民申請者の数は一時的に減少したものの、その後再び増加傾向をたどりました。震災後の社会的な不安定さに関わらず、2011年の難民申請者数は過去最多の1,867人(前年比665人増)を記録しました。2012年の難民申請者数はすでに2,000人を超えると予想されています。国内での難民申請者数が増える一方、日本で難民認定を受けた人数は21人(前年比18人減)と、減少しました。

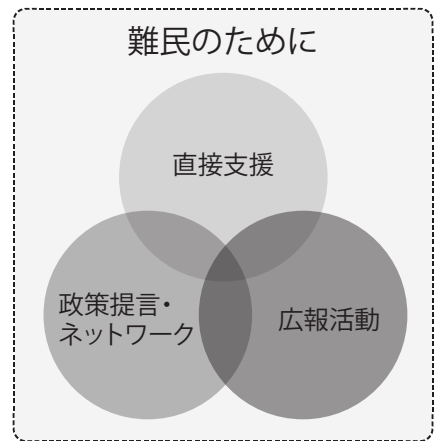
震災後、経済的・社会的に低迷を続ける日本社会において、難民は非常に脆弱な立場に置かれています。食糧、住居という最低限の支援を求めJARに来訪する緊急性の高い難民が後を絶ちません。一方、生活や就労に必要な日本語習得に励み、社会とのつながりを積極的に持ちながら、自立を目指す難民も増えてきています。



難民支援協会 (JAR) の活動

日本に逃れてきた難民が、日本で自立した生活を安心して送れるよう支援しています。

1999年の設立以来、難民・難民申請者への直接支援、国内外での政策提言・ネットワーク、広報活動の3つを基本とし、包括的な難民支援を展開してきました。



難民一人ひとりに対し、自立に向けて支援する

— 直接支援 —

難民認定手続きに関する法的支援と、生活支援を、個々の難民の状況に合わせて行います。難民が社会の一員として自立した生活を送るための就労支援や日本語教育などを行います。

よりよい難民政策に向けて、社会に働きかける

— 政策提言・ネットワーク —

支援の現場の経験や調査研究の成果を制度づくりの場に活かし、難民政策の改善に取り組みます。また、よりよい難民保護体制を実現するため、国内外の様々な団体と協力しています。

難民が身近な存在となるために、市民に伝える

— 広報活動 —

イベントやメディアを通して、より多くの方々に難民を理解していただき、難民を支える輪を広げるため、難民の状況やJARの活動を伝えています。

*難民支援協会は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) との事業実施契約パートナーとして、難民への直接支援を行っています。

2011年度 難民支援協会 (JAR) 活動ハイライト

事務所での緊急支援 1,143件

ホームレス状態に陥っていた緊急性の高い難民延べ120名に住居を提供し、医療支援が必要な難民延べ177名を無料低額診療へとつなぎました。

生活支援 P.6 ▶
(下記グラフ参照)

法的個別支援 654件

今年度は、弁護士を招いた法的個別支援を充実させました。また、プロボノプロジェクトに弁護士事務所三法人が正式パートナーとして参加し、支援の充実と拡大を実現しました。

法的支援 P.5 ▶

難民が被災地で活躍

被災者の痛みに共感し声をあげた難民延べ203名が、岩手県陸前高田市へのボランティア派遣事業に参加し、被災地の復興に貢献しました。

震災支援 P.8 ▶

定住支援部の発足

2011年7月、自立へ向けた支援を強化するため「定住支援部」を立ち上げました。難民コミュニティの支援と、就労と生活のために必要な日本語習得に向けた支援を強化しました。

定住支援 P.7 ▶

2011年度 JARの支援実績

法的・生活支援

個別相談	法的支援		生活支援		計	
		前比		前比		前比
事務所	654	▲15%	1,143	+7%	1,797	▲2%
外部	96	+19%	343	+39%	439	+34%
電話	—	—	—	—	13,904	+55%
計	750	▲12%	1,486	+13%	16,140	+45%

グループ・コミュニティ支援

グループ・コミュニティ	前比
件数	44 +111%
延べ人数	796 +5%

支援件数総数

総数	前比
16,184	+45%

(単位:件)

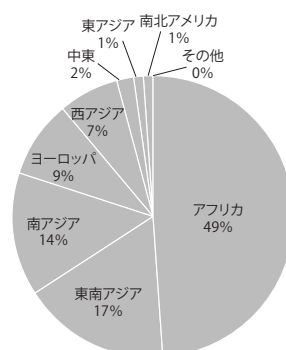
来訪相談者件数

[男性] 444人
[女性] 94人

来訪相談者国籍数

50カ国

来訪相談件数 地域別内訳



今年度、難民支援協会は、 16,000件以上の難民の声に応えました。

2011年度は、弁護士や他団体との連携を拡大し、難民への緊急支援を強化することができました。また、政策提言活動にも注力し、難民政策の改善に向けた官民連携は、大きく前進しました。7月には定住支援部を立ち上げ、自立へ向けた支援を拡充しました。

NPO・法務省・日弁連 難民保護改善に向けて覚書締結

JARも加盟しているなんみんフォーラム (FRJ)、法務省、日弁連が、難民申請者の収容問題を含め、難民行政全般の改善を目指し協力することに合意し、協議が始まりました。

法的支援 P.5 ▶

第三国定住有識者会議が開始

NPOからの働きかけの結果、「第三国定住に関する有識者会議」が設置され、JAR常任理事の石井が他研究者等と共にメンバーとして選ばれました。

政策提言 P.9 ▶

自立へ向けた「オヤ」事業

2009年から開始したクルドの伝統手工芸「オヤ」を用いた自立支援事業では、より社会とのつながりを意識し、主体的に取り組む難民女性が増えました。この事業から生まれた「オヤ・カフェ」も、多くの方々に好評を得ています。

定住支援 P.7 ▶

「難民の子どもたち」シンポジウムに 164名が参加

難民の子どもたちをテーマとした世界難民の日シンポジウムにて、難民の子どもたちが抱える課題と、彼らに秘められた可能性を、当事者と専門家、そして多くの参加者の方々が共に考えました。

広報活動 P.10 ▶

難民からのメッセージ (Kさん、バングラデシュ出身・男性)

私は政治的意見から祖国バングラデシュで迫害を受け、2005年に難民として日本に逃れてきました。日本についた直後からJARのスタッフの方々が、夜遅くまで心のこもった支援をしてくださいました。その甲斐あって、2009年にやっと難民認定を受けることができました。しかし、認定後も私の苦難は続きます。毎日様々な場面で、人種差別や理不尽な態度を受けます。悲しいことに、難民認定証明書に約束されているような恩恵を実際に受けるには、様々なハードルがあることも経験しています。私の最大の苦しみは、祖国の家族を未だ呼び寄せられていないことです。ここ2年間、私の嘆願は却下され続け、その理由を説明されることもありません。私は日本の難民保護制度を変えていきたいと願っています。



難民認定が取れ、喜ぶKさん(2009年)

法的支援

弁護士との連携を強化し、
難民認定手続きや訴訟の諸手続きが
スムーズになされるよう努めています



ケースワークの強化

2011年度は、新たに381名の難民および庇護申請者の相談を受け、654件の法的個別相談を提供しました。今年度は、月一回弁護士を招き、各相談者の法的支援体制を検討するケースワークを開始し、支援の充実に力をいれました。また、FRJ参加団体間での連携による支援の充実に努めています。例えば、なんみんフォーラム (FRJ)¹の加盟団体がソーシャルワークを提供し、JARが同じ難民の方に法的支援を提供することもあります。

弁護士との連携強化— 弁護士法人とのパートナーシップの形成



▲プロボノ弁護士との協議会の様子

近年、多数の弁護士事務所との連携強化について協議を交わした結果、2012年6月には、JARが立ち上げたプロボノプロジェクトに、三法人²が

正式なパートナーとして参加し、本格的に連携事業を開始しました。2012年7月には、初のプロボノ弁護士トレーニングが開催され、日米の弁護士を中心に、40名近くの参加者が集まりました。今後、パートナー事務所は、継続的にプロボノによる法的支援を提供し、JARは弁護士へ研修等を提供するなど、協働により難民への法的支援を強化させていきます。

「収容代替措置」への取り組みと、 NPO・法務省・日弁連との三者合意



▲法務省・日弁連・FRJ間の覚書締結の様子

様々な難民支援団体との協働の働きかけにより、2012年2月に、FRJ、法務省、日弁連が、難民認定申請者の収容代替措置³において協力することで合意し、覚書を交わしました。

すでにパイロットケースの実施も始まっているこの取り組みは、難民申請者の健康や福祉の改善に役立つだけでなく、孤立を防ぎ、地域社会への統合を促す効果もあります。

JARは2011年10月に国際拘禁連盟 (IDC)⁴を日本に招聘するなど、FRJと共に活動を行ってきました。今回の覚書の締結により、収容代替措置だけでなく、難民行政全般に関する改善点を探るための官民協議を開始しています。

¹ FRJとは、日本に逃れてきた難民等を支援している団体によって作られたアンブレラNPOです。13団体が加盟 (2012年1月現在) しており、支援の調整や、政策提言などを共同で行っています。

² モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富法律事務所 (外国法共同事業事務所)、ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国人法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業)、ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業

³ 収容代替措置とは、難民申請者を収容するのではなく、コミュニティに住むことを認める取り組みのことです。

⁴ IDCとは、移民、難民等の収容問題に取り組んでいる国際的なNPOです。

法的支援の具体例

- ・難民申請者からの迫害状況に関する聞き取りとカウンセリング
- ・難民申請者への難民条約や難民認定手続きの説明
- ・申請書類の作成のアドバイスや国別人権状況のリサーチ
- ・UNHCR、日本弁護士連合会、FRJ等の関連団体や弁護士との協議・連携
- ・国際空港を含む、入国管理局の収容施設における被収容者との面会や資料の提供

生活支援

難民の「医・食・住」を中心に、生活面の様々な相談と支援を行っています



緊急性の高い難民への住居支援の拡大

今年度は、特にアフリカ中西部出身の単身男性の相談者が急増しました。冬には、ホームレスに陥り凍死する危険性のあった延べ120名の難民申請者に住居を提供し、最低限のセーフティネットを確保しました。

また、東京都内の簡易宿泊施設やシェルター4か所に加え、大阪府内の民間団体RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）との連携を強化し、関西地域にもセーフティネットを拡大しました。

ニーズの多様化をうけて： 女性と子どもへのサポート強化



難民のニーズは多様化し、特に今年度は、望まない妊娠に関する相談も多く寄せられました。この実態を把握するため、昨年度末から専門家の協力を得て女性の難民のリプロダクティブ・ヘルスに関する意識調査を行い、今後は難民女性を対象とした支援プロジェクトの実施を計画しています。また、子どもを持つ難民からは、就学援助や公立学校への転入学に関する相談が目立つようになり、各学校や自治体、教育委員会等への働きかけを行いました。

医療支援の連携強化と 医療同行ボランティアの開始



▲医療同行の様子

今年度は、緊急医療支援が必要な難民申請者延べ177名を、無料低額診療事業を実施する医療機関につなぎました。東京都社会福祉協議会医療部会との連携を契機として、

医療機関での難民申請者の受入れが、東京都・神奈川県のみならず、栃木県、千葉県、茨城県にまで拡大しました。

今後、医療機関への同行をより円滑に行うため「医療機関同行ボランティア」を募り、開始しました。また、スクールソーシャルワーカーと医療ソーシャルワーカーを事例検討会に招聘し、スタッフの資質の向上と、教育・医療分野での外部機関との連携の強化にも取り組んでいます。

名古屋難民支援室が開設

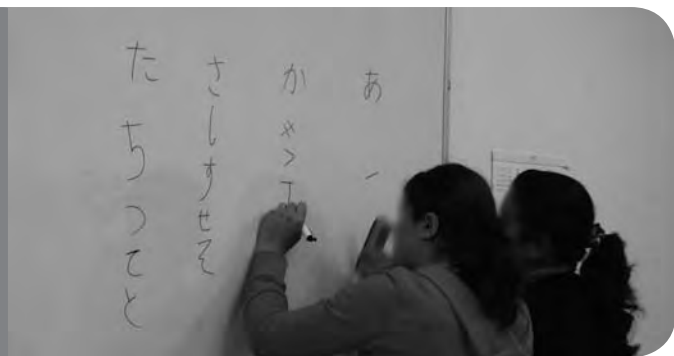
難民申請者の増加に伴い、名古屋入国管理局での申請者が急増していることを受け、JARと全国難民弁護団連絡会議の連携事業として、名古屋難民支援室（川口法律事務所内）の開設をすすめました（2012年7月開設）。支援室では、難民への法的支援及び生活支援、そして名古屋を中心とした難民支援のネットワーク構築を専門家の方々との協力のもと、行っていきます。

生活支援の具体例

- ・ 難民への生活に関するニーズの聞き取りと個別カウンセリングの提供
- ・ 緊急生活支援金の支給
- ・ 医療機関への同行、診療の通訳、医療費の減額や分割の交渉、国民健康保険への加入支援
- ・ シェルターや安価な宿泊施設の紹介や開拓、不動産への同行
- ・ 義務教育課程への入学や通学支援

定住支援

難民が社会の一員として、自立した生活を送れるよう支援を強化するため、2011年7月、定住支援部を発足しました



自立へ向けて:「オヤ」クルド女性支援



▲クルド女性の難民経験や、クルド文化を伝えるオヤ

クルドの伝統手工芸「オヤ」を通じたクルド難民女性への自立支援事業は、開始から3年が経ちました。今年度は、オヤ・カフェ(P.10参照)などでオヤを手にとってくださった方々の写真やコメントを、作品を作った難民女性に繰り返し伝えることにより、さらに主体的に作品制作に取り組む様子がかがえしました。このように、オヤ事業を通して、クルド難民女性の自立に向けたサポートは、少しずつ前向きな成果を見せています。

難民コミュニティの多様なニーズに応えるために



▲クルド難民コミュニティでの在留カード説明会

2012年7月に導入された新しい在留管理制度に先駆け、関東近郊のクルド・ウガンダなどの難民コミュニティ数か所にて説明会を開催しました。情報が不足し、様々な噂も流れていた様子で、参加者からは「正しい知識を得ることで不安が和らいだ」という声も聞かれました。クルド難民女性向けの日本語教室は、教師を増員し、習得レベル別にグループ指導を行う新体制を開始しました。また、2012年2月からは、未就学児から高校生への学習支援をする「児童教室」もスタートしました。

安定した就労へ向けて



▲就労に必要な日本語を学ぶ難民

難民が日本国内で就労するための最大の課題として、職場で実践力となる日本語の継続的な学習が挙げられます。JARのクライアントであった難民が、人柄や能力を評価され雇用されるというケースも出てきています。そのような際に、経営者からそれぞれの業種・職種で使用される日本語の指導などのフォローアップを継続してほしいという依頼がJARにきています。2012年には、このような企業側と難民のニーズを橋渡しする支援を開始しました。引き続き、JARは日本語指導や相談支援を通じて、難民の就労支援を強化していきます。

公益社団法人 難民起業サポートファンド(ESPRE)の公益認定

JARでは、難民の起業による経済的自立を支えるマイクロファイナンス機関の設立を進めてきましたが、2012年3月1日に公益社団法人としての認定がなされました。同団体では6月より「難民起業家」の募集を行い、サポートを開始しています。今後、JARでの就労支援と併せて、同団体と協力しながら難民の自立と、日本社会での活躍を促進していきたいと考えています。詳細は:<http://espre.org/>



難民起業サポートファンド
Entrepreneurship Support Program for Refugee Empowerment

震災復興支援

支援の届きづらい人へ、どう支援するか
— 私たちが「難民支援」で培ってきた
視点を活かし復興支援をしています



難民ボランティア派遣事業

被災者の痛みを共感した難民(計203名)が、「社会の一員として自分ができることをしたい」と、被災地のボランティア活動に参加しました。ミャンマー(ビルマ)、ウガンダ、トルコ(クルド)、エチオピア、スリランカ出身などの難民が、岩手県陸前高田市にて、がれき撤去や炊き出しなどのボランティア活動に励み、被災地の復興に貢献しました。

[期間] 2011年4月29日～11月27日(終了)

[参加人数] 2,857名(うち難民:203名)

法律相談事業:弁護士との連携による支援

関東近郊の弁護士との協力のもと、岩手県の陸前高田市、大槌町、宮城県の石巻市などに、法律や制度の情報提供と個別相談活動を行ってきました。2012



▲紙芝居による法律相談

年2月には、陸前高田市に初めて弁護士が常駐する法律事務所が発足し、活動の主体を地元に移管することができました。

[期間] 2011年4月16日～2012年6月末(継続中)

[相談会回数] 200回 [参加人数] 2,697名 [個別相談件数] 1,101名

外国籍被災者への就労支援: 介護資格の取得をめざして

失業した外国籍被災者(フィリピン、中国、チリ出身)を対象とした就労支援事業は、ホームヘルパー2級コース受講者全員(計24名)が資格を取得し、内、10名がヘルパーとして介護施設で就職することができました。



▲ホームヘルパーの実技を学ぶ被災地の外国籍女性たち

この事業のスキームは、気仙沼市、大船渡市の地元団体に引き継がれ、JARは事業の後方支援を行っています。

女性支援:「プロテクション」の視点から

被災地で悩みを抱えた女性が孤立しないよう、助産師や看護師との協働で、女性のプロテクション(受益者の権利保護)の視点に基づいた支援を行ってきました。女性にとって必要な物が入った



▲思春期の女子と保護者のためのパンフレット

「オンナのなつても袋」やその他支援物資の配布、緊急ダイヤルによる情報提供、そして女性のためのからだのお悩み相談などの活動を展開しています。今年度は、陸前高田市の医療関係者ミーティングでの協議や情報交換を通じて、思春期の女子と保護者のための情報パンフレットや、高齢者のための尿漏れ予防パンフレットなどを作成し、お届けしました。

[期間] 2011年5月10日～2012年6月末(継続中)

[相談会回数] 170回 [参加人数] 1,740名

地元団体立ち上げ・陸前高田市ネットワーク 連絡会運営支援

地元を主体とした復興を応援するためにJARが立ち上げに関わった陸前高田市の団体「桜ライン311実行委員会」は、2012年5月に、「桜ライン311」としてNPO法人格を取得しました。



▲「桜ライン311」陸前高田市内での植樹活動

また、JARが運営スタッフを派遣した「陸前高田市災害ボランティアセンター」が主体となり、2011年12月には「陸前高田市ネットワーク連絡会」という協議体が発足されました。今後もJARスタッフが常駐し、市内外の支援団体との関係構築や情報提供等を現地に引き継いでいきます。

政策提言

よりよい難民政策をつくりだすために、
政策提言、調査・研究、ネットワーキング
を通して社会に働きかけます



第三国定住プログラムの見直しに向けて 「有識者会議」がスタート

日本がアジアで初めて導入した第三国定住難民受け入れプログラムの開始から2年が経ちました。2012年には、JARを始めとするNPOと難民代表による提言の一部が取り入れられ、当初3年のパイロット事業の2年延長が決定し、NPO所属の2名(内1名は、JAR常任理事の石井宏明)を含む7名の有識者からなる「第三国定住に関する有識者会議」が、政府・難民対策連絡調整会議のもとに設置されました。今後、第三国定住難民及び条約難民のためのよりよい受け入れ制度を目指し、このような政策議論の場を通して取り組みを続けていきます。

新難民法の実現へ： 難民法改正への5つのポイント

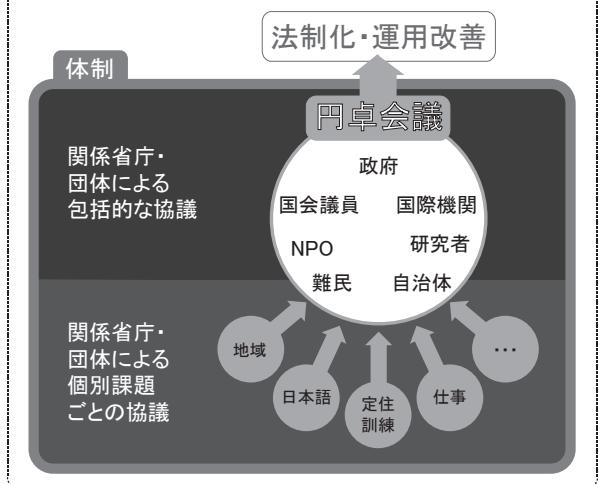
日本での難民受け入れを改善するためには、出入国管理及び難民認定法に代わる新たな法律制度「難民保護法」が不可欠です。JARは今年度より、難民支援団体のアンブレラNPOである、なんみんフォーラム(FRJ)のもとで、新たな制度へ向けた提言のとりまとめを行っています。

私たちが目指している「難民保護法」とは、主に次の5点を実現するためのものです。従来の法務省の領域だけでなく、厚生労働省や文部科学省など、省庁を越えた政策立案と、その根拠法が必要と考えています。

1. 適正な難民認定制度の確立
2. 難民申請中の法的地位の保障
3. 難民申請者の生活面の課題の解消
4. 難民の社会的統合を促進する制度・施策の構築
5. 条約難民、人道配慮、第三国定住など、あらゆる「難民」に対する制度・施策の水準同一化

注：上記の点は、現時点での提案です。今後難民の声を取り入れ、協議を重ねた上で多少の変更があります。

JARが目指す第三国定住 官民連携での政策立案モデル案



東アジア・アジア太平洋地域 ネットワークの強化

東アジア地域との関係構築に注力し、各国政府や現地NGOとの会合・円卓会議を積極的



に行った結果、▲台湾の入国管理局訪問

JARが設立当初から携わり役員も派遣している「アジア太平洋難民保護ネットワーク(APRRN)」には、新しく東アジアの4つのNGO団体が加盟しました。

2011年11月には、「難民のメンタルヘルストレーニング(APRRN主催)」が香港で開催され、香港、韓国、マカオ、中国、台湾、そして日本などの各アジア諸国のNGOスタッフを中心に、70名以上の参加者が集まりました。2012年10月には台湾政府の協力を得て、「東アジア難民の権利に関する協議会」を開催することが決定しています。このように、JARは、アジア太平洋地域での難民保護体制向上において、重要な役割を担うようになってきています。

広報活動

難民がより身近な存在となるために、
様々な機会を通して情報を伝え、
支援の輪を広げていきます



難民アシスタント養成講座 ー各地へと広がる卒業生の輪

毎回、遠方からの参加者も少なくない「難民アシスタント講座」。今年度は、講座での学びを地元に戻し、周りに広めている方々の様子が伺えました。



▲ 難民アシスタント養成講座・基礎編で学ぶ受講生

今後、第三国定住などを通じて、難民の定住地域は全国各地へと広がることも予想されます。講座卒業生が、難民受け入れにおける地域社会の役割を考え、支援の土壌を整えていく一翼を担っていくかもしれません。

難民がもっと身近になるために： オヤ・カフェ、ウェブサイトの改訂

今年度、2年目を迎えた「オヤ・カフェ～難民から学ぶ世界の文化～」には、各地から総計60名を超える参加者が集まりました。



▲ 恒例となったオヤ・カフェ
クルドの文化を切り口に、気軽に難民やJARの活動に触れることのできる場として根強い人気を得ています。

また、2012年春にはJARウェブサイトの改訂と共に、Facebookなどを活用し、多様な媒体を通じた情報発信を強化しました。



▲ 改訂後のJARウェブサイト

世界難民の日シンポジウム： 難民の子どもたちと考える国籍と アイデンティティ

日本が難民条約に加入してから30年が経ち、日本で生まれ育った難民の子どもたちが抱える問題が顕在化してきました。



▲ シンポジウム第一部パネリスト：
ネイジー・ティンウィンさん(左)、
テュアン・シャン・カイさん(右)

今年の世界難民の日には、初めて難民の子どもたちをテーマ

としたシンポジウム「難民の子どもたちと考える国籍とアイデンティティ」を開催しました。160名を超える多くの方々が参加し、無限の可能性を秘めた難民の子どもたちが、制度の壁に阻まれることなく活躍できる社会の実現について、共に考える機会となりました。

主なシンポジウム・イベント活動 (2011.7-2012.6 抜粋)

- ・ 難民アシスタント養成講座・基礎編 / 計3回
- ・ オヤ・カフェー難民から学ぶ世界の文化 / 計2回
- ・ チャリティ講演会 / 計3回
- ・ 活動説明会 / 計13回
- ・ Café de NAMMIN / 2012.2
- ・ 写真展 - 遠いどこかではなく、近くの街で / 2012.5
- ・ シンポジウム「難民の子どもたちと考える国籍とアイデンティティ」 / 2012.6
- ・ チャリティTOEICセミナー 600点突破のための2日間集中型セミナー / 2012.6

メディア掲載

本年度は、難民の被災地でのボランティア活動が様々なメディアに取り上げられ、難民が社会の一員として活躍する姿を発信することができました。その他、被災地の外国籍女性就労支援事業、そして「難民起業サポートファンド (ESPRE)」の活動などが、メディアの注目を浴びました。

[新聞]

(抜粋)

掲載日	掲載紙	タイトル
2011年7月5日	読売新聞	「ミャンマー難民らがれき撤去手伝い 国際会議で紹介」
2011年12月2日	西日本新聞	「社説」震災後の日本と世界 恩返し、今度は私たちの出番です」JARと難民の被災地ボランティア派遣事業
2012年2月10日	日本経済新聞	「難民受け入れて覚書締結 NPOに住居提供委託」
2012年3月7日	毎日新聞	「記者の目：震災1年 難民たちの被災地支援」
2012年3月13日	The Japan Times	「Tsunami-affected foreign women struggle to land caregiver job」被災地の外国籍女性就労支援事業
2012年4月28日	日本経済新聞	「難民起業家を育てる」ESPRE事務局長吉山インタビュー
2012年5月19日	神奈川新聞	「豊かな市民社会を」JAR常任理事石井インタビュー
2012年7月26日	毎日新聞	「名古屋難民支援室：名大大学院生がコーディネーターに」

[雑誌・テレビ・ラジオ]

(抜粋)

掲載日/放送日	媒体	番組名/タイトル
2011年8月1日	anan特別編集	「"なつても袋"の配布を通じて見える、女性のニーズ」JARの被災地女性支援
2011年11月1日	外交	「ミャンマー難民第三国定住プログラム 成功のカギは地域との融合」JAR常任理事石井の執筆原稿
2011年11月28日	ラジオ 難民ナウ!	「日本初の難民研究専門誌『難民研究ジャーナル』について、難民研究フォーラムに聞く」
2012年1月12日	クロワッサン	「孤立しがちな難民の女性たち」オヤを通じた自立支援
2012年3月19日	日経グローバル	「外国人をどう受け入れるか」被災地の外国籍女性就労支援事業
2012年5月28日	AERA	「難民パワー日本も見習え」JARの難民ボランティア派遣事業
2012年6月13日	NHK総合	「どう支える日本を頼る難民たち」ESPREが特集されました

支援者の声：JARの活動は、多くの方々に支えられています

今年度、難民を継続的に支える「難民スペシャルサポーター (p.14参照)」には、新たに70名以上 (計286名) の方々にご参加いただきました。また、緊急支援を必要とする難民の急増を受け、2011年冬に呼びかけた越冬支援には、全国各地から延べ233名の個人・団体の方々から400万円を超える寄付が集まりました。

難民スペシャルサポーターの声

以前仮放免中の方からお話を伺う機会があり、日本の難民認定や収容における課題を知りました。彼らのために何か出来ないかと探していた時にJARに出会い、難民のことをもっと知りたいという思いから去年の難民アシスタント養成講座に参加しました。その後も継続的なサポートがしたいと感じ、現在は難民スペシャルサポーターやボランティアとしても関わらせていただいています。平日の仕事帰りに参加できるボランティアを用意してくださっているのもありがたいです。私自身がそうであったように、日本での難民への理解は十分とは言えません。私もまだまだ勉強中ですが、1人でも多くの方々にこの問題、そして彼らのことを知ってほしいと思っています。

社員
谷口 末利子さん



学生ボランティアの声

私は、世界難民の日シンポジウムにて、JARインターンの方と共に、難民の子どもたちのインタビュービデオの制作に携わりました。実際に難民の子どもたちと接する中で、自分自身の難民に対するイメージや認識が大きくズレていたことに気づきました。彼らは、日本の子どもたち同様に、健全でエネルギーに生活しているように見えました。しかし同時に、難民の子どもたちは、親の複雑な状況を実によく理解し、敏感に家庭内の緊張を感じとっていることにも気づきました。そんな子どもたちを侮ってはいけないと痛感しました。ビデオ制作を通じて、難民の子どもたちに触れ、彼らの現実を少しでも多くの方々に伝えられたことに大きな意義を感じました。

上智大学神学部3年生
ソフィアなんみんサービス副代表
花岡 郁さん



企業・団体からの主なご協力 (50音順)

事業実施契約パートナー

- ・国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

助成金・委託等

- ・外務省
- ・災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
- ・公益財団法人笹川平和財団
- ・公益社団法人Civic Force
- ・NPO法人ジャパン・プラットフォーム
- ・真如苑
- ・仙台教区カリタス在日外国人支援センター
- ・合同会社ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京
- ・社会福祉法人中央共同募金会
- ・公益財団法人トヨタ財団
- ・財団法人日本国際協力システム
- ・日本福音ルーテル社団
- ・独立行政法人福祉医療機構
- ・文化庁
- ・公益財団法人三菱財団
- ・三菱商事株式会社
- ・NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド
- ・立正佼成会一食平和基金

寄付・支援金等

- ・株式会社アップルツリーファクトリー
- ・犬養道子基金
- ・NPO法人ウエルネットぎふ
- ・NPO法人エキスパートチャリティアソシエーション
- ・株式会社お問合せポータル
- ・カトリック女子修道会 幼きイエス会 (ニコラ・バレ)
- ・カトリック東京国際センター (CTIC)
- ・Kizuna project in Stockholm
- ・株式会社クリーンミニ
- ・宗教法人孝道山本仏殿
- ・ゴールドマン・サックス証券株式会社
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・国際ソロプチミスト町田一さつき
- ・在日米商工会議所
- ・Japanische Mamas Basel
- ・ジャパンタイムズ読者募金委員会
- ・上智大学
- ・上智大学 カトリックセンター
- ・スマイルATGグループ
- ・東京チャリティーカップ2011
- ・難民支援基金
- ・難民自立支援ネットワーク (REN)
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・日本労働組合総連合会
- ・財団法人毎日新聞東京社会事業団
- ・三井住友銀行ボランティア基金
- ・モノノフ合同会社

プロボノ*

- ・アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
- ・外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所
- ・KICK START
- ・クリフォードチャンス法律事務所 外国法共同事業
- ・株式会社サーチアンドサーチ・ファロン
- ・ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
- ・ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業)
- ・ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業
- ・モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所 伊藤 見富 法律事務所 (外国法共同事業事務所)

物品協力等

- ・オカモト株式会社
- ・花王株式会社
- ・財団法人国際教育振興会日米会話学院日本語研修所
- ・NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン
- ・日本航空株式会社
- ・末日聖徒イエス・キリスト教会
- ・株式会社ユニクロ

その他ご支援

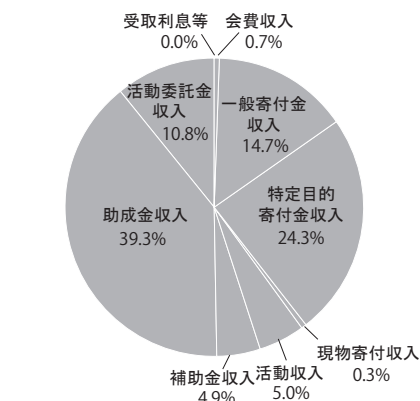
- ・有限会社ASOBOT
- ・かながわ湘南ロータリークラブ
- ・株式会社ガリバーインターナショナル
- ・グリーンフラスコ株式会社
- ・J-FUN Youth
- ・書泉グランデ
- ・鶴見大学
- ・富士ゼロックス東京株式会社
- ・株式会社プロントコーポレーション
- ・株式会社法学館
- ・升本酒店

*プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。

*紙面の都合上 5万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。

会計報告

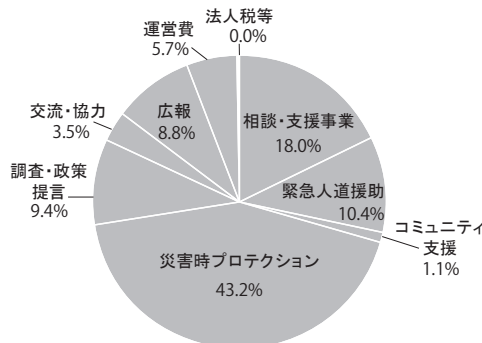
収入の部： 計121,018,185円



科目	金額	構成
会費収入	876,000	0.7%
一般寄付金収入	17,826,536	14.7%
特定目的寄付金収入	29,370,184	24.3%
現物寄付収入	355,041	0.3%
活動収入	6,004,681	5.0%
補助金収入	5,908,250	4.9%
助成金収入	47,553,477	39.3%
活動委託金収入	13,095,454	10.8%
受取利息等	28,562	0.0%
合計	121,018,185	100.0%

(単位:円)

支出の部： 計169,568,394円



科目	金額	構成
相談・支援事業	30,525,491	18.0%
緊急人道援助	17,611,314	10.4%
コミュニティ支援	1,828,246	1.1%
災害時プロテクション	73,304,781	43.2%
調査・政策提言	15,882,339	9.4%
交流・協力	5,871,446	3.5%
広報	14,949,903	8.8%
運営費	9,594,874	5.7%
法人税等	70,000	0.0%
合計	169,568,394	100.0%

(単位:円)

難民支援協会への支援制度

JARは、多くの市民と共に活動を行い、また、新たな活動を創造したいと考えています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を実現することでもあり、NPO/NGOの存在意義でもあります。

寄付者：768名

個人・団体の皆さまから幅広くいただきご寄付をいただいています。

難民スペシャルサポーター：286名

難民スペシャルサポーターは、緊急の支援を必要としている難民への継続的な直接支援金（住宅費、医療費等）のほか、難民からのさまざまな相談に応じるJARの活動を資金的に支えます。

会員：143名

JARの組織面、活動面の全般を支え、JAR運営の議決権を持つ方々です。

インターン・ボランティア：300名以上

日本にいる難民に関心と理解を持ち、「できることから始めたい」と、様々な活動で協力してくださっています。

(2012年6月末現在)

今すぐ参加できる、1日50円からの難民支援

難民スペシャルサポーター

皆さまからの1日50円、100円のご支援によって、難民たちは、食事、住居、医療、申請手続きなどたくさんの不安や苦しきから一息つき、明日の夢に向かって進むことができます。

1,500円 あれば、



家がない難民に一泊の宿を手配できます

3,000円 あれば、



成田空港に向向き、とどめ置かれた難民に面会できます

10,000円 あれば、



健康保険に入れない難民が通院1回分の医療費を支払えます

毎月1,500円以上のご指定金額からお選びいただけます。

お申し込みは、

Webにて <http://www.refugee.or.jp/nss/>

お電話にて 03-5379-6001 (広報部)

*難民支援協会は認定NPO法人として認定されており、ご寄付は税控除の対象になります。



〒160-0004 東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階
Daisan Shikakura Building 6F, 1-7-10 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0004

Tel: 03-5379-6001 Fax: 03-5379-6002
0120-477-472 (Tel for refugees/asylum seekers)
Mail: info@refugee.or.jp